

平成26年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	児童クラブ運営事業						担当部	こども未来部							
	会計区分	一般会計			事業類型	一般		担当課	こども政策課							
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	子育て支援係							
	総合計画 分野別計画	主目的	3 教育・子育て		13 子育て支援		1 子育て家庭を支援します									
		副目的														
	予算区分	款	3		項	3		目	2		大	2		中	1	
	根拠法令・個別計画	児童福祉法 次世代育成支援対策行動計画														
	目的 (対象をどの様な状態にするのか)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校4年生までの児童に対して、適切な保護と環境を与え、放課後の健全な育成を図る。														
	内容 (手段)	<p>◆25年度実施内容 各小学校にクラブ室及び登録児童数に応じた指導員を配置し、放課後から午後6時30分まで、児童に健全な遊びと生活の場を与えている。 こども政策課の事務内容は、加入申込の審査、クラブ費の収納管理、指導員の労務管理、備品・消耗品の発注、施設の営繕工事及び修繕等があり、各クラブ指導員と密接に連絡調整をとり、円滑なクラブ運営に努めた。 25年度実績 県補助金2/3 65,341千円 保護者負担金 55,477千円</p> <p>◆25年度直接経費の内訳 需用費等(消耗品、印刷、電気、修繕費等)(7,441千円) 委託料(施設保守委託、早朝運営委託等)(2,584千円) 使用料及び賃借料(用地借上、FAX借上等)(1,722千円) 役務費(電話代、口座振替手数料、保険料等)(3,419千円) 備品(座卓、テレビ、冷蔵庫、掃除機等)(1,936千円) その他(旅費、報償費など)(99千円) ※その他財源の内訳 保護者負担金(55,477千円)</p> <p>◆26年度直接経費の内訳 需用費等(消耗品、印刷、電気、修繕費等)(10,156千円) 委託料(施設保守委託、早朝運営委託等)(3,048千円) 使用料及び賃借料(用地借上、FAX借上等)(4,590千円) 役務費(電話代、口座振替手数料、保険料等)(2,189千円) 備品(座卓、ロッカー、書棚等)(4,000千円) その他(旅費、報償費など)(324千円)</p>														
	受益者負担	有 1月5,000円 (ひとり親家庭等減免あり)														

		単位	H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	18,230	16,890	17,201	24,307	
		正職員	従事者数	人	1.00	1.00	1.50	1.50
			人件費	千円	5,260	5,260	7,890	7,890
		その他職員	従事者数	人	108.00	130.00	118.00	159.00
			人件費	千円	147,815	153,337	166,984	212,318
	費用合計	千円	171,305	175,487	192,075	244,515		
	対前年比	%		102.4	109.4	127.3		
財源	一般財源	千円	63,191	60,329	71,257	125,786		
	国・県支出金	千円	55,931	64,315	65,341	59,569		
	その他財源	千円	52,183	50,843	55,477	59,160		

業	活動指標名	単位		H23	H24	H25	H26
	績	クラブ数	ヶ所	目標	16	16	16
実績				16	16	16	
業	指導員数	人	目標	95	95	138	159
			実績	108	130	118	
績	成果指標名	単位		H23	H24	H25	H26
			受入児童数	人	目標	1,050	1,100
業			実績	1,384	1,337	1,464	
			目標				
績			実績				
			目標				

事業の自己評価	平成25年度の実施結果	事業の達成状況	放課後の子どもたちの安全な居場所を提供することができたため、共働き世帯等が安心して就労できた。				
		事業実施における課題	現在、指導員の確保が困難であり、子どもを安全に見るところまでで精一杯という状況であるため、指導員の確保及び資質の向上が必要である。また、発達障害のある児童の入所希望が増える傾向にあり、発達障害等に対応できる人材の確保と養成が急務となっている。				
		事業を縮小・廃止したときの影響	就労者の仕事と子育ての両立を支援できなくなる。				
	平成26年度の改善内容	26年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」の実施が予定されている中で、施設や事業の整備及び運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、自治体ごとに条例で基準を定めることとなっている。それに伴い、本年度中に条例を制定する。 また、今後も指導員の資質向上を図りながら、多様化する利用者のニーズにあったサービスを提供する。				
平成27年度の事業の方向性	方向性の判定	拡大	対象の拡大や手段の充実等により、事業のボリュームを拡大すべきもの				
	判定理由	平成26年度は4年生までの児童が対象だが、平成27年度より5年生までの児童が対象となり、加入児童が増加するため。					
	27年度以降の改善案	放課後児童クラブの対象年齢を小学6年生までに引き上げることに伴い、入所児童が増加し、指導員の確保策が必要となるため、継続的な就労が可能となるよう給料等の処遇の改善を検討する。					

二次評価	方向性の判定	判定理由
	拡大	一次評価のとおり。 児童クラブの拡大に伴い、放課後子ども教室の必要性やあり方を検討されたい。